

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の実施状況について

1 事業概要

(1) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯のうち、収入資産等一定の要件を満たす者に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、原則3ヶ月間支援金を支給する。(令和3年7月より実施)

世帯構成	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
支給額	60,000円	80,000円	100,000円

(2) 住居確保給付金

離職や休業等により経済的に困窮し、住宅を失うおそれのある者で、収入資産等一定の要件を満たす者に対し、就労による自立を図るため、原則3ヶ月間家賃を支給する。

世帯構成	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯※
支給上限額	53,700円	64,000円	69,800円

※6名世帯は75,000円

2 実施状況

(1) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 (単位：件、円)

年度	決定件数		支給額
	新規	再支給	
令和3年度	1,279	404	299,680,000
令和4年度※	60	31	29,660,000

※令和4年度は4月分のみ

※社会福祉協議会から提供された支給対象の可能性のある世帯数 約7,500件
(令和4年4月末時点)

(2) 住居確保給付金 (単位：件、円)

年度	決定件数					支給額
	新規	延長	再延長	再々延長	再支給	
令和2年度	2,149	1,022	612	253	139	592,563,830
令和3年度	748	422	305	188	965	438,368,140
令和4年度※	37	19	23	-	49	24,884,300

※令和4年度は4月分のみ